

2020年農林業センサス結果書

—— 富士市の農林業 ——

富 士 市

はじめに

この結果書は、令和2（2020）年2月1日を調査期日として実施された2020年農林業センサスのうち、農林業経営体調査の結果について富士市分をとりまとめたものです。

農林業センサスは農業及び林業を調査対象としておりますが、農業を調査する農業センサスは昭和25（1950）年に、また林業を調査する林業センサスは昭和30（1955）年に第1回の調査が実施され、以後農業センサスが5年毎に、林業センサスが10年毎（2000年以降は5年毎）に実施しています。今回は農業で15回目、林業で9回目の調査にあたります。

この調査は、わが国の農林業の基本構造の現状とその動向を明らかにし、農林業施策の推進に必要な統計資料を整備することを目的として実施したものです。

この結果書は、必ずしも十分な内容とはいえませんが、農林業関係に携わる方々をはじめ各方面で広くご利用いただければ幸いです。

終わりに、本調査にご協力いただきました農業・林業経営体の皆様をはじめ、ご尽力いただいた指導員・調査員をはじめとする関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和4（2022）年8月

富士市総務部総務課

目 次

I 利 用 の ま え に	1
II 調 査 結 果 の 概 要	6
1 農 家	6
2 農 業 經 営 体	6
(1) 農 業 經 営 体 数	6
(2) 世 帯 員 数 ・ 就 業 状 態	9
(3) 經 営 耕 地 面 積	12
(4) 農 作 物 ・ 家 畜	14
3 林 業 經 営 体	18
III 統 計 表	
經營耕地面積規模別等統計表(農業経営体)	
1 農業経営体数(個人経営体)	20
(1) 主副業別經營耕地面積規模別個人経営体数	20
(2) 家族經營構成別經營耕地面積規模別個人経営体数	20
(3) 種目別經營耕地面積規模別個人経営体数	21
(4) 農産物販売金額規模別經營耕地面積規模別個人経営体数	21
2 世帯員数・就業構造(個人経営体)	22
(1) 年 齡 階 層 別 世 帯 員 数	22
(2) 經 営 主 年 齡 階 層 別 の 經 営 体 数	22
(3) 過 去 1 年 間 の 生 活 の 主 な 状 態 別 世 帯 員 数	22
(4) 自 営 農 業 に 従 事 し た 世 帯 員 数	23
(5) 農 業 勞 働 力 保 有 状 態 別 經 営 耕 地 面 積 規 模 別 個 人 經 営 体 数	23
3 經營耕地(個人経営体)	24
(1) 經營耕地面積規模別經營耕地の状況	24
(2) 主 副 業 別 經 営 耕 地 の 状 況	26
(3) 借入耕地のある個人経営体数と借入耕地面積	27
(4) 貸付耕地のある個人経営体数と貸付耕地面積	27
4 農作物・家畜・受託作業(個人経営体)	28
(1) 作物の類別作付經營耕地面積規模別個人経営体数	28
(2) 作物の類別作付經營耕地面積規模別面積	28
(3) 施設園芸に使用したハウス・ガラス室の面積と面積規模別主副業別個人経営体数	28
(4) 販売目的で作付した作物の類別作付(栽培)個人経営体数	30
(5) 販売目的で作付した作物の類別作付(栽培)面積	30
(6) 家畜等を販売目的で飼養している個人経営体数と飼養頭羽数	31
(7) 水稲作作業を受託した個人経営体数と受託作業面積	31
旧市区町村地域別統計表	
5 旧市区町村地域別(農業経営体)	33
(1) 主 副 業 別 個 人 經 営 体 数	33
(2) 年 齡 階 層 別 世 帯 員 数 (個 人 經 営 体)	34
(3) 經營耕地面積規模別個人経営体数	36
(4) 經營耕地種目別個人経営体数・面積	38
(5) 借入耕地のある個人経営体数と借入耕地面積	40
(6) 貸付耕地のある個人経営体数と貸付耕地面積	40
6 旧市区町村地域別(林業経営体)	41
(1) 所有山林・保有山林のある林業経営体数・面積	41
(2) 過去1年間に保有山林で林業作業を行った林業経営体の作業別経営体数と作業面積	41

I 利用のまえに

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、令和2（2020）年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業を取り巻く実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者を対象とした。

3 調査期日

令和2（2020）年2月1日現在で実施した。

4 調査方法、調査系統等

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で、調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）により実施した。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

5 用語の解説

（1）農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培面積	350m ²
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a
⑤施設花き栽培面積	250m ²

⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

(2) 農業経営体

「農林業経営体」のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 林業経営体

「農林業経営体」のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(4) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

(5) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(6) 法人経営体

「農林業経営体」のうち、法人化して事業を行う者をいう。

(7) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

(8) 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(9) 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(10) 主業経営体

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(11) 準主業経営体

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(12) 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(13) 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

(14) 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎ等に出ている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

(15) 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

(16) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(17) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

ア 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃貸借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託し

ている場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

キ 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(18) 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。

(19) 販売目的の作物

販売目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

(20) 所有山林

実際に所有している山林をいう。なお、登記が済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

6 利用上の注意

(1) 数値について

この結果書の数値は確定値であり、主要な項目のみ掲載している。

統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合がある。また、各表の増減率、構成比等は、四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。

(2) 表中の記号について

- 「－」・・・ 調査は行ったが、事実のないもの
- 「0」・・・ 単位に満たないもの（0.4 h a → 0 h a）
- 「△」・・・ 減少したもの
- 「X」・・・ 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(3) 「販売農家」を基準とした集計データについて

2015年農林業センサス結果書までは「販売農家」を基準とした集計データを多数掲載してきたが、国が「販売農家」に代わって「個人経営体」を世帯単位の農業経営体として表章することとしたため、「個人経営体」に基準を変更して集計データを掲載している。

なお、前回調査までとは集計基準が異なるため、過去のデータと単純に比較することができないことに留意する必要がある。

また、過去の比較データを掲載していたものについては、参考に前回調査までの「販売農家」を基準とした集計データも掲載している。